

能勢町空家等対策検討委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 能勢町空家等対策計画に基づき特定空家等に関する対策を決定することにより、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的として、能勢町空家等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定空家等の認定基準を定めること
- (2) 特定空家等を認定すること
- (3) 特定空家等に対する措置を決定すること
- (4) その他特定空家等に関して、必要と認める事項を決定すること

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げるものにより構成する。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定めるものとし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じてその都度招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会は、その所掌事務を遂行するために、必要に応じ関係担当職員等に対し資料の提出、若しくは説明等を求めることができる。

(手続)

第5条 検討委員会における決定事項については、その都度、町長に報告し、実施しなければならない。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、地域整備課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関する必要事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(別 表)

検討委員会構成表

委 員	副町長
委 員	総務部長
委 員	環境創造部長
委 員	総務課長
委 員	住民課長
委 員	自治防災課長
委 員	地域振興課長
委 員	地域整備課長